



アルコア・ホイール・リサイクル・サービス利用規約

アーコニック・ジャパン株式会社(以下「アーコニック」という)はアーコニックが運営するトラック・バス(以下「TB」という)用アルミホイールのリサイクル・サービス(以下「AWRS」という)の利用について、以下のとおりAWRS規約(以下「規約」という)を定めます。

第1条 定義

本規約において、次の各号記載の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「AWRS」とはアルコア・ホイール・リサイクル・サービスの略称で、アーコニックが運営する、トラック・バス用アルミホイール専用のリサイクルサービスをいいます。
- (2)「利用者」とはAWRSを利用されるお客様をいいます。
- (3)「TB」用アルミホイールとは、トラック・バス専用のアルミホイールで、以下のサイズで材質がアルミニウムのホイールをいいます。従って、鉄製ホイールはこのサービス適用外となります。

17.5 x 6.00、17.5 x 6.75

19.5 x 6.00、19.5 x 6.75

22.5 x 6.75、22.5 x 7.50、22.5 x 8.25、22.5 x 9.00

- (4)「依頼書」とは「利用者」がホイールを「アーコニック」に送付する時に使用するホイール引取依頼書のことをいいます。
- (5)「受入番号」とは「アーコニック」が発行する番号です。この番号が無い場合は原則として「AWRS」のサービスを受けることは出来ません。
- (6)「ポイント」とは「利用者」が「AWRS」を利用した時に「アーコニック」から付与される点数のことで、後に点数に準じて「アーコニック」が提供する、商品と交換が可能となるものです。

第2条 AWRSの内容

1. トラック・バスのユーザー等で不要となった、アルミホイールを「利用者」が「アーコニック」に送付し、「アーコニック」はそのサイズに見合う「ポイント」を利用者に付与します。
2. 「利用者」は保有する「ポイント」が貯まったら、これを「アーコニック」が提供する、商品と交換できます。
3. 回収したホイールは、アーコニックの指定業者にてリサイクル処理をいたします。リサイクルできない場合は、関係諸法令に則り処理いたします。

第3条 取引の申し込み

「AWRS」の利用の希望がある場合、「アーコニック」へ電話で申し込みます。「依頼書」をお送りしますので、必要事項記入の上、FAXにて送付いただき、引取り申し込みといたします。

第4条 ホイールの送付

ホイールのサイズ、数量等、内容の確認ができましたら、受入番号・引取日等を記載した「リサイクルサービス受入番号のご案内」をお送りします。案内に基づき、ホイールを引取業者にお渡しください。



ARCONIC

第5条 ポイントの獲得

「アーコニック」は「利用者」より送られたホイール現物と「依頼書」の内容を照合した後、「ポイント」換算表(別紙)に従い、「ポイント」を書き入れたご利用のお知らせをお送りいたします。

第6条 ポイントと商品の交換

1. 「ポイント」が貯まったら、「アーコニック」の提供する商品一覧(別紙)のご希望の商品と交換いただけます。また、取引終了後の累計残の「ポイント」を「利用者」に通知いたします。
2. 商品は仕様変更等の理由により、商品一覧と外観が異なる場合がありますが、原則として、一度交換した商品の交換は出来ません。
3. また、商品の生産終了、在庫切れ等でご希望の商品がない場合、別の商品への切り替えまたは、商品交換の延期をお願いする場合がありますので、ご了承をお願いします。
4. 交換ポイントは、運送費用やアルミ売却価格の変動等を踏まえ、1年に1度見直しをいたします。

第7条 引取受領の拒否

「AWRS」の利用において「規約」によらない、例えば以下の場合、引取をお断りすることがあります。

- (1) 「規約」第1条(3)以外のホイール。
- (2) 「アーコニック」に事前の連絡が無かった場合。
- (3) ホイールに異金属等、異物が混入している場合。
- (4) ホイールに有害物質が混入または付着している場合。
- (5) 「依頼書」が無い場合、または「依頼書」に受付番号が無い場合。
- (6) 「依頼書」の内容と送付された物が異なる場合。
- (7) 尚、上記の「アーコニック」で引取が出来ないと判断された品物の返却を、「利用者」が希望する場合、その品物の初期送付費用、返送費用は「利用者」の負担とします。また、返送を望まない場合の品物は「アーコニック」に帰属するものとなります。

第8条 取引のキャンセル

「アーコニック」へのホイール送付後、「利用者」からのキャンセルは原則としてお断りいたします。

第9条 本規約の変更

本規約については必要に応じて予告無く変更する場合があります。内容変更後は、変更後の内容のみ適用とします。

第10条 付則

本規則は、2007年6月1日付をもって施行します。

制定：2005年8月1日

改定：2016年11月1日

2018年4月1日